

1.労働・雇用に関する統計

• 労働力調査（総務省統計局）

所蔵	経研セ 366.21059 So55
内容	<ul style="list-style-type: none">我が国の就業・不就業の状況を把握するために行われる調査。就業時間、産業・職業などの就業状況、失業・就職の状況など、就業・失業の状態を調査している。完全失業率は労働力調査の結果をもとに算出される。
調査頻度	毎月
調査対象	<ul style="list-style-type: none">我が国に居住している世帯及び世帯員就業状態については世帯員のうち15歳以上の者
抽出方法	標本調査(層化2段抽出法) <ul style="list-style-type: none">国勢調査区を層化の上で調査区を確率比例抽出、抽出された調査区にある住戸から対象住戸を系統抽出

1.労働・雇用に関する統計

• 就業構造基本調査（総務省統計局）

所蔵	経研セ 366.21059 So55
内容	性別および産業別の就業構造や就業異動の実態、就業に関する希望(意識)、世帯分布による就業構造などから、全国及び地域別の就業・不就業の実態を明らかにする調査。
調査頻度	5年ごと
調査対象	15歳以上の世帯員
抽出方法	標本調査(層化2段抽出法) • 国勢調査区を層化の上で調査区を確率比例抽出、抽出された調査区にある住戸から対象住戸を系統抽出

1.労働・雇用に関する統計

● 毎月勤労統計調査（厚生労働省）

所蔵	『毎月勤労統計調査年報』 経研セ 366.059 R59
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 全国調査では全国の、地方調査では都道府県別の雇用、給与及び労働時間の変動を調査・ 現金給与総額指数、きまって支給する給与指数、所定内給与指数が作成・公表される
調査頻度	毎月
調査対象	日本標準産業分類に基づく16大産業に属し、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所（4人以下の事業所は年1回実施の「特別調査」で調査）
抽出方法	標本調査 <ul style="list-style-type: none">・ 30人以上：産業、事業所規模別に無作為抽出・ 5～29人：調査区を5層に分け、所定の抽出率によって調査区を抽出、抽出された調査区にある事業所を産業別に無作為抽出

2.賃金に関する統計

● 賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

所蔵	経研セ 366.42 R59 市販版の名称は『賃金センサス』だが全数調査ではない
内容	<ul style="list-style-type: none">• 主要産業に雇用される労働者について、賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別に調査• 労働日数、労働時間数(所定内・超過)、給与額などがわかる
調査頻度	毎年
調査対象	日本標準産業分類に基づく16大産業に属する全国の事業所のうち、以下： <ul style="list-style-type: none">• 5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る)• 10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所
抽出方法	標本調査(層化二段抽出:第一次-事業所、第二次-労働者)

2.賃金に関する統計

• 賃金に関する2つの統計の違い

	賃金構造基本統計調査	毎月勤労統計調査
内容	<ul style="list-style-type: none">• <u>賃金構造の実態を詳細に把握するための調査</u>• 男女、年齢、勤続年数や学歴などの属性別にみるとき、賃金の分布をみるときに使用	<ul style="list-style-type: none">• <u>賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を把握するための調査</u>。指数や季節調整値も公表。• 労働者全体の賃金の水準や増減の状況をみるときに使用
調査頻度	年次	月次
調査対象	事業所及び <u>労働者個人</u>	事業所のみ

2.賃金に関する統計

• 民間給与実態統計調査（国税庁）

所蔵	経研セ 366.42 Ko54 ※2006で刊行終了
内容	<ul style="list-style-type: none">• 民間の事業所における年間の給与に関する調査。• 事業所に対しては給与所得者数、給与支給総額・源泉徴収税額を、給与所得者に対しては給与の受給月数、年末調整の有無、扶養親族の内訳、給与の金額、年税額・控除額などを調査している。
調査頻度	毎年
調査対象	各年12月31日現在の源泉徴収義務者（民間の事業所に限る）に勤務している給与所得者。所得税の納税の有無は問わない。
抽出方法	標本調査 <ul style="list-style-type: none">• 第1段抽出：事業所を従業員数等によって層別して抽出。• 第2段抽出：標本事業所の給与台帳を基に標本給与所得者を抽出。年間給与額が2,000万円を超える者は全数を抽出。